

熊本県自立経営体育成資金事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は他産業並みの労働時間で、他産業従事者と遜色のない生涯所得が確保できるような自立経営体の育成を図るために必要な自立経営体育成資金の融通にかかる事務取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「自立経営体育成資金」とは、効率的・安定的な経営体を目指して、農業経営基盤強化促進法等に基づく認定にかかる農業経営改善計画等を達成しようとする農業者に対して融通する長期資金である農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）に定める農業経営基盤強化資金（以下「農業経営基盤強化資金」という。）のうち、同要綱第4に定めるものへの上乗せ利子助成金であって、第3に掲げる融資対象者が借り受ける資金とする。

(融資対象者)

第3 自立経営体育成資金の融資対象者は次に掲げる者とする。
特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）に基づく特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）により経営改善資金計画の認定を受けた者。

(融資機関)

第4 自立経営体育成資金の融資を取り扱う金融機関（以下「融資機関」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 2 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及びその受託機関

(県の助成)

第5 県は市町村が融資機関を通じて借入者へ別表に掲げる利子助成率以上の率で助成を行う場合において、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項（昭和47年10月19日告示第835号）により市町村に対し別表に掲げる利子助成率で助成を行う。

- 2 知事は、自立経営体育成資金を借り受けた者が農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）及びこの要領に違反したと認められる場合は、市町村に対し、利子助成金の全部若しくは一部の交付を打ち切り、または既に交付した利子助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

(貸付条件)

第6 融資機関が行う融資の条件は次に掲げるとおりとする。

- 1 貸付金利は、農業経営基盤強化資金の貸付利率から、利子助成により実質負担利率が軽減された後の率とする。
- 2 利子助成期間は、貸付実行から当初5年以内とする。
- 3 利子助成率は、利子助成期間の長さに関わらず、別表のとおりとする。
- 4 貸付限度額は、個人1億円、法人3億円とする。

(利子助成手続等)

第7 認定農業者は自立経営体育成資金を借入れようとする場合、熊本県農業経営改善関係資金基本運営要領（以下「運営要領」という。）第3条に基づき、同要領第2条第2項第1号に定める窓口機関に借入申込希望書、経営改善資金計画書、農業経営改善計画書（写）及び農業経営改善計画認定書（写）を提出するものとし、窓口機関より農業経営基盤強化資金の融資を適当とする旨の通知を受けたときは、以下の各号に掲げる区分に従い、借入申込書等を提出するものとする。

(1) 公庫転貸の場合

借入申込書（運営要領別記第5号様式）、熊本県自立経営体育成資金利子助成承認申請書（別記第1号様式上段）及び委任状（別記第2号様式）を融資機関の長に提出する。

(2)(1)以外の場合

借入申込書（運営要領別記第5号様式）を融資機関の長に提出するとともに、熊本県自立経営体育成資金利子助成承認申請書（別記第1号様式上段）を市町村長に提出する。

- 2 融資機関の長は、前項の(1)により提出された書類のうち、熊本県自立経営体育成資金利子助成承認申請書、委任状及び融資審査等総括表（運営要領別記第4号様式）の写しを市町村長へ提出するものとする。
- 3 市町村長は、前々項の(2)または前項により提出された書類を受理した場合において、利子助成を行うことを適当と認めたときは、熊本県自立経営体育成資金利子助成補助承認申請書（別記第1号様式下段）に融資審査等総括表の写しを添えて地域振興局長又は農政事務所長（以下「振興局長」という。）へ提出するものとする。
- 4 振興局長は、前項により提出された書類を受理した場合において適当と認めたときは、熊本県自立経営体育成資金利子助成補助承認通知書（別記第3号様式）を市町村長へ交付する。
- 5 市町村長は、前項により承認書の交付を受けたときは熊本県自立経営体育成資金利子助成承認通知書（別記第4号様式）を農業者に交付するものとする。
なお、公庫転貸の場合にあつては融資機関を経由し、農業者に交付するものとする。
- 6 融資機関長は、資金の貸付を実行したときは、年次償還表を添付のうえ熊本県自立経営体育成資金貸付実行報告書（別記第5号様式）を市町村長を経由し、振興局長へ翌月5日までに提出する。
- 7 融資機関長は、利子助成金の交付にあたっては市町村が定める利子助成金の交付要項等に基づき行き、利子助成金の受領後速やかに農業者の指定する口座へ振り込むものとする。
なお、公庫直貸の場合は、利子助成金の交付にあたっては市町村長が農業者の指定する口座へ振り込むものとする。
- 8 市町村長は県負担相当分の利子助成補助金を県へ申請する。
- 9 利子助成金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における別表に掲げる助成率を平均融資残高（計算期間中の毎日の最高残高の総和を365日で除した額）に乗じて得た額の合計額とする。
- 10 融資機関は、貸付金の管理状況等については県及び市町村へ報告するものとする。

（資金の適正管理）

第8 資金の運営を適正に行うため次により資金の管理を行うものとする。

- 1 融資機関は利子助成承認後、借入者から利子助成承認申請書に記載した事項について変更したい旨の申し入れがあった場合には、熊本県自立経営体育成資金利子助成変更承認代理申請書（別記第6号様式）に変更承認申請事項を記入のうえ市町村長に提出しなければならない。
- 2 市町村長は前項により提出された書類を受理した場合においてやむを得ないものと認めたときは、熊本県自立経営体育成資金利子助成補助変更承認申請書（別記第7号様式）を振興局長へ提出するものとする。
- 3 振興局長は前項において提出された書類を受理した場合においてやむを得ないと認めたときは、熊本県自立経営体育成資金利子助成補助変更承認通知書（別記第8号様式（電算様式第25号））を市町村長へ交付するものとする。
- 4 市町村長は前項により承認書の交付を受けたときは熊本県自立経営体育成資金利子助成変更承認通知書（別記第9号様式）を融資機関に交付するものとする。

（推進体制）

第9 資金の運営を円滑に行うため次により推進体制を整備するものとする。

- 1 推進会議は特別融資制度推進会議設置要綱、要領例を基に設置し、県は地域振興局又は農政事務所（農業普及・振興課）がその構成をなすものとする。

- 2 団体支援課は推進会議の運営が円滑に行われるよう推進会議に対し必要に応じ指導・助言を行い、その実施にあたっては農林水産部関係各課及び関係機関が協力して行うものとする。
- 3 県は、関係機関を構成員とする運営協議会を設置し、本資金の円滑な運営を図るものとする。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成6年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月26日から施行し、平成13年3月16日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年5月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年12月19日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年10月3日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月11日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年5月26日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年5月18日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(別表) 自立経営体育成資金利子助成表

1 平成21年度までに融資機関の貸付決定が行われ、
平成22年4月1日以降に融通されたもの

(単位：%)

資金名	日本政策金融公庫の 貸付利率 (A)	財団法人農林水産長 期金融協会の利子助 成率 (B)	市町村の利子助成率 (C)	うち県の利子助成率
農業経営基 盤強化資金 (金利負担 軽減特例 分)	平成20年9月30日財 務省・農林水産省告 示第35号(株式会社 日本政策金融公庫法 附則第35条の規定に 基づき、同条の主務 大臣の定める利率を 定める等の件)2に 規定の利率	貸付利率を0%まで 引き下げる率	/	/

2 平成22年4月23日以降に融資機関の貸付決定が行われたもの

(単位：%)

資金名	日本政策金融公庫の 貸付利率 (A)	財団法人農林水産長 期金融協会の利子助 成率 (B)	市町村の利子助成率 (C)	うち県の利子助成率
農業経営基 盤強化資金 (金利負担 軽減特例 分)	平成20年9月30日財 務省・農林水産省告 示第35号(株式会社 日本政策金融公庫法 附則第35条の規定に 基づき、同条の主務 大臣の定める利率を 定める等の件)2に 規定の利率	貸付利率×4/5に 相当する率 (A)×4/5 2%を上限 小数点以下第3位は四捨五入	貸付利率×1/5に 相当する率 (A)×1/5 2%を上限 小数点以下第3位は四捨五入	(C)×1/2以内